

行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ (法体系及び関連計画)

本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準拠し、国及び県の計画、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、「第5次行田市総合振興計画」、「第2次行田市環境基本計画」などと整合性を図ったものとします。

また、本市と鴻巣市及び北本市で構成する鴻巣行田北本環境資源組合の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」及び「施設整備基本計画」では、3市の広域的なごみ処理として、「熱回収施設（可燃ごみ処理施設）、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設及びストックヤード」について、平成35年度を稼働目標として、整備することとしていることなどから、特に、本市の計画と組合の計画において、その内容に食い違いが生じないように策定することになります。

本計画の位置づけ及び他の計画との関係を図に示します。

